

生活保護受給者にとっての 「金融」の経験

野田博也（愛知県立大学）

公的扶助と社会的排除、社会的包摂

- 公的扶助 = 私的領域への種々の介入を条件として生活費を支給
⇒ 自由を制約されて、生活に必要な財物を得る
- 社会的排除 (R. Lister = 2011)
= シティズンシップの制約・剥奪
= 象徴的・啓発的な機能のある概念
- 公的扶助と社会的排除、社会的包摂
= 公的扶助を受けることは、シティズンシップの社会的要素を保障されると同時に、公民的要素の一部制約・剥奪を伴う
⇒ その意味での〈包摂型排除〉

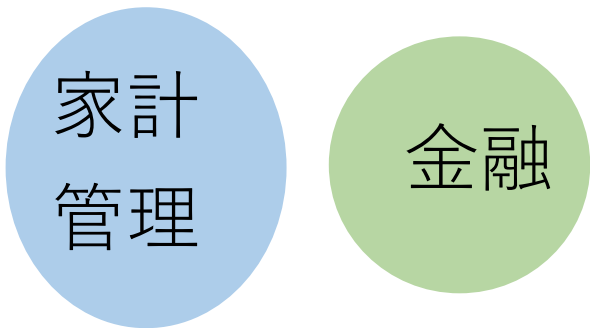
公的扶助と金融排除、金融包摂

- 金融排除
 - = 社会的排除のひとつの局面（ファイナンス）への焦点化
 - = 象徴的・啓発的な機能のある概念（野田2013）
 - ・ 当該社会に普及した基本的な金融（ファイナンス）を利用できない・しないことが社会参加に与える影響（不利益）
- 普及する基本的な金融（の手法）
 - = 銀行口座（決済サービス）、預金、借入・クレジット、保険
- 金融と家計管理の関係
 - = 家計管理の市場化（=外部化・金融化）
 - = 種々の金融サービスの活用と一体化した家計管理

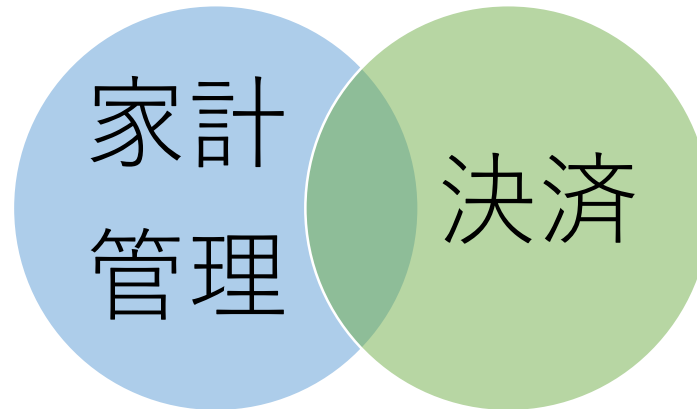
世帯の必要・需要充足のための金融と家計管理の関係

- ①家計のやり繰りがあって、金融サービスの利用があるのか？
 - ②金融サービスの利用をしながら家計のやり繰りをしているのか？
- ※ 家計管理それ自体の金融化（市場化・商品化）が進み、その過程は構造的に組み込まれる（鳥山2017）

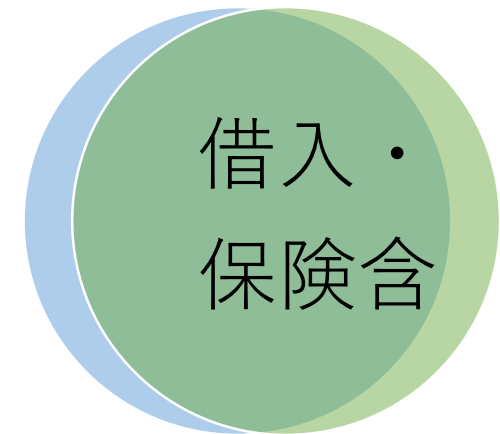
①分離・独立



②一部が一体（前提）

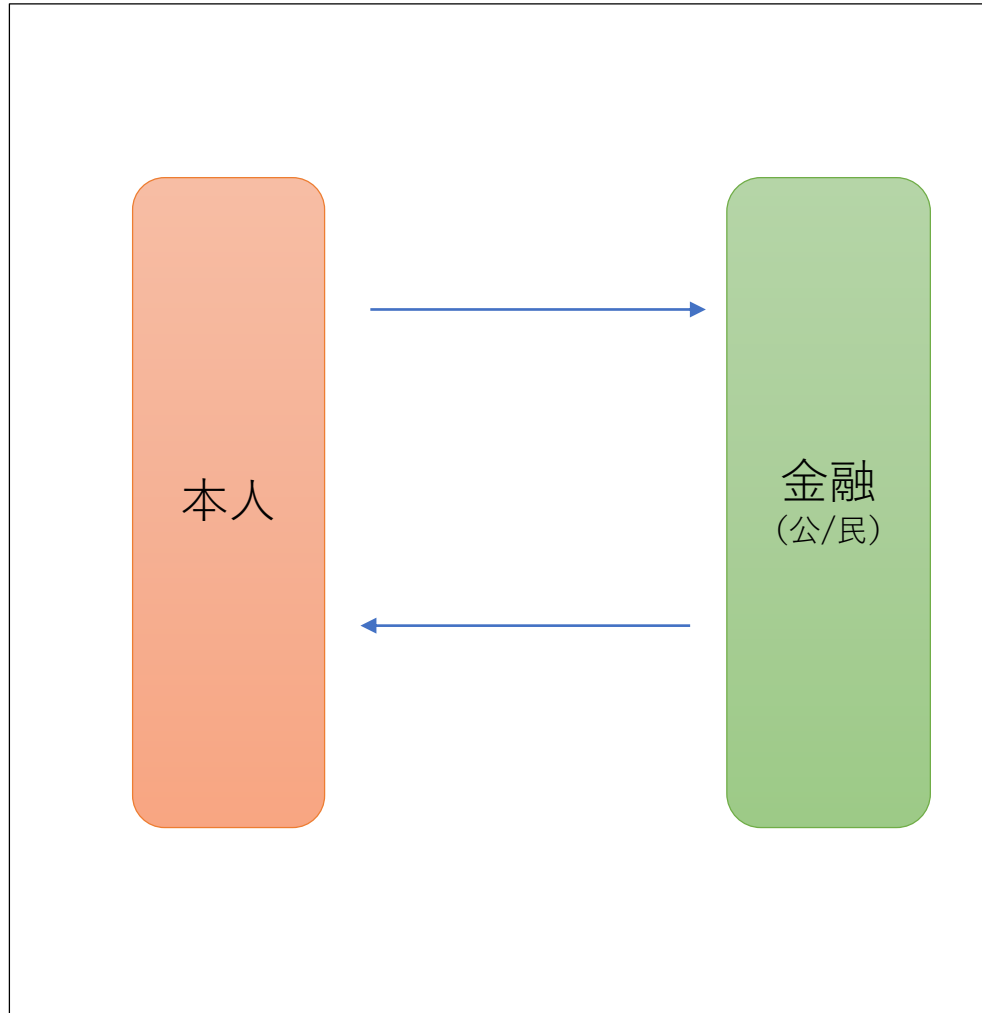


③大部が一体（前提）

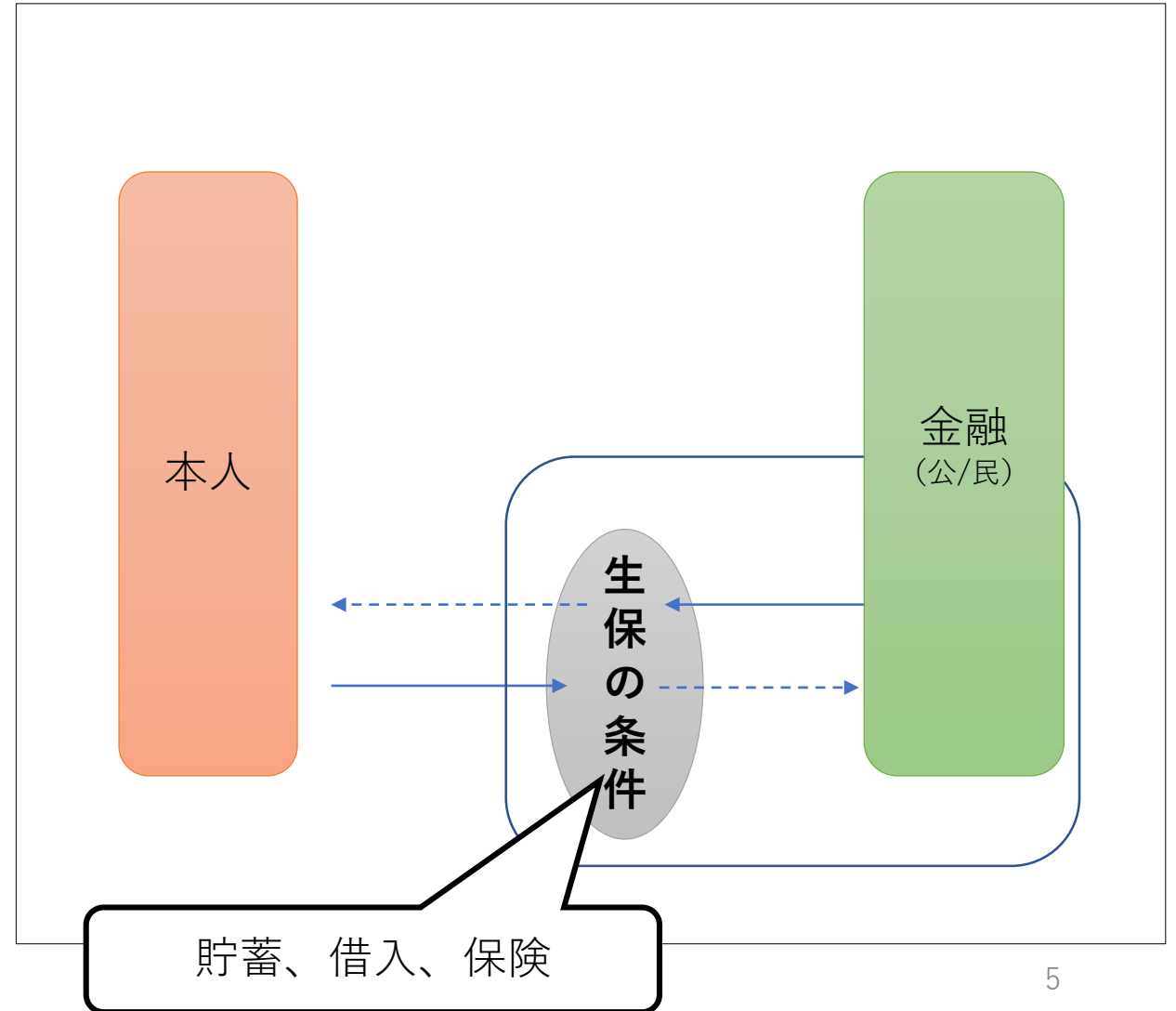


生活保護の受給と金融の活用の方

生活保護を受給しない場合



生活保護を受給する場合



金融に関わる生活保護の諸条件①（野田2018）

1. 貯蓄

- 開始時と受給中の扱いが異なる（＝切り離されている）
- 受給中の条件として「生活保護の趣旨目的に反しないこと」の解釈がオープン
- 受給中に容認できる金額の基準・目安は「ケースバイケース」

2. 借入

- 貸付金等の認定除外の条件＝「自立更生」は、経済的自立だけでなく必需品も含む
- 貸付の開始時と受給中の扱いにおいて「自立更生」目的が重視
- 長期的・投資的視野あるが、短期的・臨時的需要の対応も含む

※自立更生以外の借入は収入認定、クレジットカード保有等は禁止されていない

金融に関わる生活保護の諸条件② (野田2018)

3. 保険

- 保険や支給金の種類等、保護開始時と受給中によっても扱いが異なる
- 収入認定除外の方法は預貯金と借入の方法を適用するが、やり繰りによる累積に近いものは預貯金と同様の扱いにする等、保険金の特質に沿って工夫している
- 開始時に保険契約の継続を認める扱いがあり、受給後も保有できる長期的側面あり
⇒ 保護受給中に保険事故が生じなければ廃止後の事故の影響緩和に有用

4. まとめ

- 保有を認める（禁止しない）範囲がある（広がっている）
- その範囲や水準、手続きの方法等は、貯蓄・借入・保険によって形式的・実質的（運用上）に異なる
- 生活保護に関する高度な知識（国家試験の知識以上のもの）、運（当該実施機関の裁量）に左右
⇒ このような特徴ある生保の金融利用条件をどう経験するのか？

調査対象者の特徴①

- 24人（57人中）
- 男性16人、女性8人
- 1人世帯：18人、
複数人世帯：6人
（2人世帯1人、3人世帯1人、4人世帯3人、5人世帯1人
※ ほとんどが子）
- 障害のある者がいる世帯：精神1人、発達1人、内部1人
- 無職18人、パート3人、休職中2人
- 賃貸19人、施設4人

調査対象者の特徴②

- 貯蓄：無し16人、50万円未満7人、無回答1人
- 負債：無し24人
- 個人保険：生命0人、学資1人、損害2人、その他1人
- 銀行口座：有り23人、無し1人
- クレジットカード：有り2人、無し22人

銀行サービス

- 手数料の負担が大きい
- 手数料のかからない郵貯や時間帯を工夫できる

貯蓄

【生活保護との関係】

- 「余裕がない」
- 生活保護受給中なので、貯蓄はできない
- 「生保ワーカーから、ある程度の貯蓄をしてもよいといわれているが貯蓄はしていない」

【母子家庭】

- 施設退所後の生活のための貯蓄をしている
- 子どもの将来のための貯蓄

借入

【生活保護との関係】

- 「サラリーマン時代に作ったクレジットカードを現在も使っている。生活保護を受けるようになってから、新たにクレカを作ろうとしてことがあった。審査で通らなかったことはある。理由は言われなかった」
- カードを持ちたいが審査が通らない。
- 「生活保護ということで金融機関が少額の貸付をしてくれなかった」

【過去の経験から】

- 過去の経験（過重債務、自己破産、経済的暴力、困った際の銀行など金融機関の否定的な対応）
- 過去の経験として：カードのリボ払いなど「なんとかしてきた」（※任意整理をしているにもかかわらず）
- 過去の経験から「金融機関のほとんどは信用していない」
- 「どのような借入もしたくない」（任意整理経験あり）

【公的貸付について】

- 「知らない」「聞いたことがある」「利用は考えたことない」「借りようと思わない。見合った使い方の説明をしなければならない。書類などの説明の大変さもある。一方で、消費者金融は簡単」
- 福祉団体などの少額融資も生活保護世帯のため受けられない。生活保護世帯は借入はできない。

損害保険

- アパートの火災保険、地震保険

⇒賃貸住宅で加入しているはずだが、ほとんどの回答は「未加入」

学資保険

- 「子どものために貯蓄している」

- 生命保険等（未加入）

(狭義の) 家計管理

【安定と変動に対する捉え方】

- 安定している（変動が少ない）
- まとめ支給についてはあまり考えたことがない
- 保護費の調整（年金や児扶手、冬季加算など）ためにやり繰りに支障

【臨時支出】

- 教育費等の臨時出費がある場合は厳しい
- 家電の故障等による新規購入などの臨時出費があると「やりくりがしんどくなる」

【自律性】

- 「保護費はどのような内訳になっているのかわからない。説明もない。知りたいと思う」

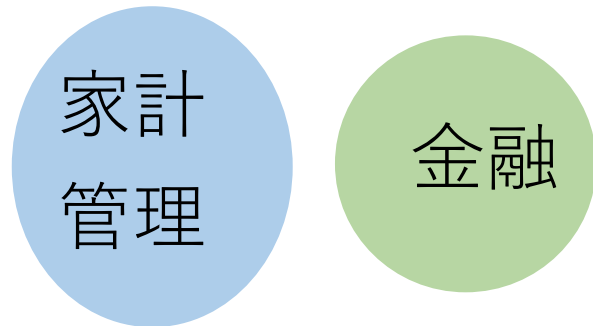
【相談や支援】

- お金のことはCWに相談する
- 精神障害による生活支援を受けており、日常的な支出も支援してもらいうまく管理できている

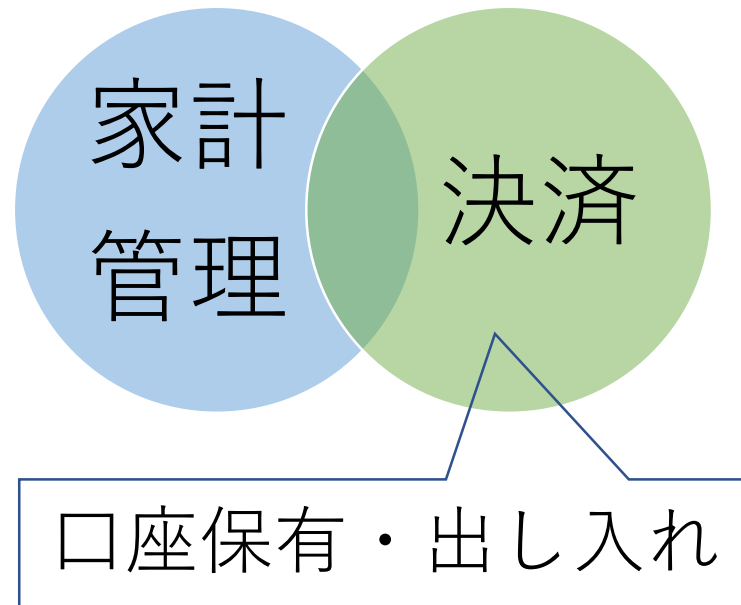
世帯の必要・需要充足のための金融と家計管理の関係

- ◎多くが、口座保有した現金（給付）の出し入れのみ
- ・少数が、クレジットカード利用や学資保険

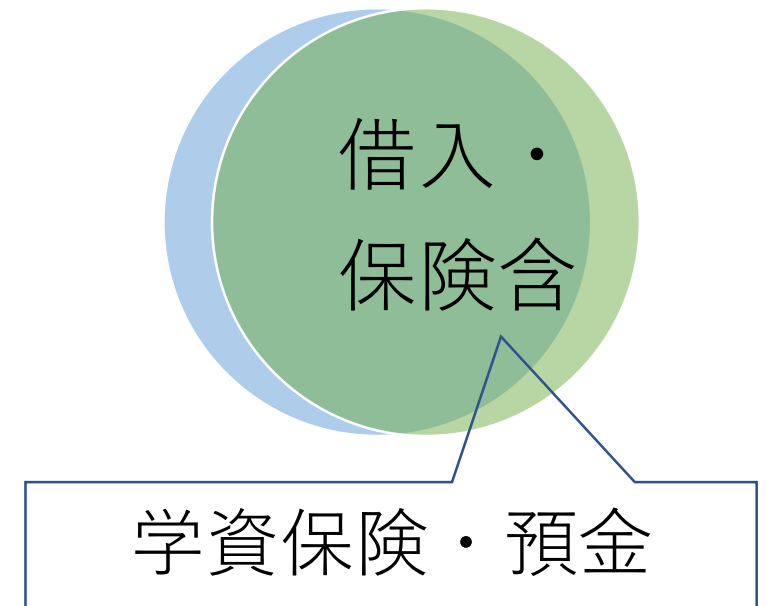
①分離・独立



②一部が一体（前提）



③大部が一体（前提）



金融の活用が少ない理由（仮説）

- 経済的な余裕がない（低所得・低給付）
 - 1) 「安定している」が、余裕はない
 - 2) 「安定していない」（制御できない＝自由に扱えない）※「安定している」し、余裕もあるが、選択しない（？）
- サービス（の利用可能性）があっても知識がない
 - 1) 知らされているが、覚えれない
 - 2) （十分に）知らされていない、知る機会がない
- サービス（の利用可能性）があり、知識もあるが、活用しない
 - 1) 経済的な余裕がない
 - 2) 見通しや意味、意義が見いだせない
 - 3) サービス機関に対する信用、自信がない
 - 4) 利用条件がフィットしない
- サービス（の利用可能性）がない

金融の活用が少ないことは望ましいのか？

【望ましい】

意見① 「贅沢」させない生活保護として適切

意見② 家計管理（義務）からみて口座から出し入れする程度が適切
（他のことは考えるべきではない）

【望ましくはない】

意見③ 保護が十分に応じれない臨時支出に対する準備・方法として

意見④ 廃止後の生活、特に「低所得」状態の生活を中長期で見据えて、長期的に活用できる条件（本人の財や知識、サービス）を整える

意見⑤ 廃止後の生活云々ではなく、標準的生活の状況に近づけることが社会正義

インプリケーション

- 生活保護の複雑な諸条件についての伝達と理解の促進
- 利用しやすい金融（公民）の仕組みの見直し
- 利用を促す経済的なインセンティブの導入

参考資料

- Lister, Ruth (2004) Poverty. Polity Press. (= 2011. 松本伊智朗監訳・立木勝訳『貧困とは何か：概念・言説・ポリティクス』明石書店.)
- 野田博也 (2013) 「金融排除の概念」 『愛知県立大学教育福祉学部論集』第61号、101-11
- 野田博也 (2018) 「金融的手法を活用した家計管理に影響する生活保護の設計」日本社会福祉学会、第66回秋季大会、金城学院大学、2018年9月9日、配布資料.
- 鳥山まどか (2017) 「子育て家族の家計一滞納・借金問題から考える」松本伊智朗編『「子どもの貧困」を問いなおす一家族・ジェンダーの視点から』法律文化社.

※本報告の調査結果は科研費（16K04200；代表者・小関隆志）による研究成果であり、生活保護の制度内容に関わる内容は科研費（16K17268；代表者・野田博也）の研究成果の一部である。